

耕作放棄地の解消に向けて！

農地は大切な財産であるとともに、地域にとっても大切な資源です。市内各地で耕作放棄され、草木が生い茂った農地が見受けられます。耕作放棄された農地は、日当たりや風通しを妨げ、病害虫の発生源になるなど、周囲の住民や農地に迷惑をかけることとなります。

農業委員会では、これまでも農地パトロールなどを行い、農地の遊休化の防止に努めてきました。今年度も9月～10月に、耕作放棄地の解消に向け、市内全域のすべての農地を対象に、現地調査を行います。

耕作放棄地にしないよう、調査へのご理解とご協力をお願いします。



堆肥散布は施肥基準内です！

農地への堆肥を散布する場合のお願いです。

堆肥を散布したとき、近隣の住宅や観光施設などから、悪臭やハエなどに関する苦情を招くことがあります。平成26年度は、堆肥による悪臭苦情が21件寄せられました。

土づくりには、かかすことのできない堆肥散布ですが、生活環境の保全と水質汚濁などの防止を図るため、次の点に注意してください。

- 過剰な堆肥を散布しない。
- 完熟堆肥を散布する。
- 散布後は直ちに鋤き込む。
- 周辺環境に配慮をする。

農作物の施肥基準 (単位=kg/10a・年)

種類	稲作	露地野菜	施設
牛ふん堆肥	2,000	3,000	2,000
豚ふん堆肥	1,000	2,000	1,000
汚泥肥料	—	500	250

※愛知県「農作物の施肥基準(H23年)」から抜粋

安心な農地の貸借を！

農業経営基盤強化促進法による貸借を推進しています。

「高齢のため耕作ができないので農地を貸したい」「農地を借りて経営規模を拡大したい」という方は、農業委員会事務局へご相談ください。

簡単な手続きで、農地の貸し借りができます。

- ◆貸し手のメリット
 - 手続きが簡単で、農地法の許可が不要。(農業委員会の審査は必要)
 - 貸付期間が終了し、契約更新をしなれば自動的に所有者に返還される。
- ◆借り手のメリット
 - 経営規模の拡大や農地の一体化を図ることができる。
 - 手続きが簡単で、農地法の許可が不要。(農業委員会の審査は必要)
 - 貸借期間中は、安心して耕作ができる。

● 利用権の再設定(更新)により、継続して借りることができる。

貸し借りの期間と賃借料

● 貸し手と借り手の話し合いにより、自由に決められる。

巡回農地相談を開催

農地に関するさまざまな相談にお答えするため、農地相談を開催します。相談は無料で、秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。



● 日時 10月20日(火) 午前10時～午後3時30分

● 場所 渥美文化会館多目的ホール

● 申し込み 当日、受付にて(先着順)

旬のキャベツ、ブロッコリーなどを収穫し、渥美半島に昔から伝わる料理を楽しみながら、素敵な出会いをみつけませんか。



● 詳しくは、農業委員会事務局にお問い合わせください。

● 日時 12月13日(日) 午前10時～午後3時30分

● 場所 赤羽根福祉センター